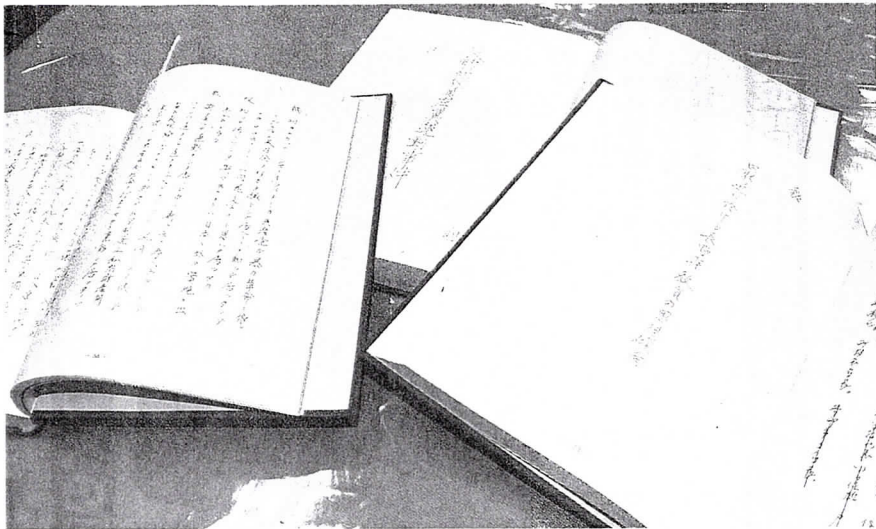


県内教員ら摘発「二・四事件」資料集刊行

思想統制の実態 詳細に

県内の教員ら600人余が治安維持法違反の疑いで摘発された1933(昭和8)年の「二・四事件」を巡り、新発見の裁判記録や、当局の秘密文書を復刻した「長野県教員赤化事件」関係資料集(全3巻)が、六花出版(東京)から刊行された。起訴された教員の主張や当局による思想統制の実態といった、事件の包括的な分析につながる多彩な資料を収録。戦時体制に巻き込まれていく県内教育界や地域社会の研究を深める資料集だ。

(渡辺 知弘)



「二・四事件」に関連した新発見の裁判記録や、県当局の内部文書をまとめた『長野県教員赤化事件』関係資料集

裁判記録や当局の動き伝える

戦前に県学務課職員として教員の思想対策などを担当した男性が保管し、遺族が立教大の前田一男教授(63)に近代教育史に寄託した資料を中心にまとめた。資料は、同教授が80年代前半に確認していたが、寄託されたのは2017年。今まで一般の目に触れる機会はなく、刊行の意義は大きい。

長野地方裁判所で1934年に開かれた教員6人分の公判の速記録(第1巻収録)からは、裁判の様子や、起訴された教員の訴えの内容が分かる。裁判官は「天皇制ノ廢止アルト力私有財産制度ノ否認ト云フ様ナコトニ付テハドウ考ヘテ居ツタカ」など、教員の国家体制の認識について、執拗に尋問。いかに「筋骨」に沿った供述を引き出そうとしたかが読み取れる。

治安維持法 第一次世界大戦後に盛り上がった社会運動、特に日本共産党を中心とする革命運動を抑える目的で、1925(大正14)年に制定された法律。「国体の変革」を目指す結社などを取り締まる内容だった28(昭和3)年に最高刑を死刑に引き上げたほか、取り締まりの対象範囲を「結社」目的の遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者」に広げた(目的遂行罪)。これにより、当局が共産党の目的遂行のための行為を「見なせば、幅広い労働運動や文化運動を同法で処罰できるようになった。

一方、教員側は「学用品カナイトカ、營養(栄養)不良ノ子供ガ多イ」「サウ云フ兒童ヲ救ハナイテ教育者ノ使命方何処ニアルカ」と述べており、教員らが共産主義に関心を持った背景には、世界恐慌の影響による農村経済の疲弊があったことが伝わってくる。

事件を受け、県当局がどう対処しようとしたかは、内部資料「秘 長野県教員赤化運動事件」(第2巻収録)に載る。「左傾ノ動機、原因及び擴大ノ原因」の項では、事件の背景に県内教員の理想主義的な風潮や旺盛な研究心があったと分析。別の項では、県当局が校長に「(部下職員)の研究会、会合、讀書會、向ニ留意」することなどを求めた様子が記される。

二・四事件における大規模な摘発は、権力に批判的な勢力への「見せしめ」となっただけではない。教員らの自由な活動を圧迫しようとする動きが、当局からも地域からも湧き上がったことが資料からうかがえる。

例えば、「秘 最近に於ける

二・四事件 治安維持法による県内最大の思想弾圧事件。6008人(うち教職員230人)が摘発され、74人(同29人)が起訴された。「教員赤化事件」などとも呼ばれた。教職員以外に、共産党員や農民・労働運動などの活動家が多く含まれ、事件を機に県内の社会運動は停滞。権力に批判的な勢力が一掃された結果、満州(現中国東北部)への移民送出をはじめ、「国策」が浸透しやすくなったとされる。

長野県教員の思想傾向という事件後の文書(第3巻収録)には、当局と県内教育界が「悪思想の撲滅」に「渾身の努力」をした結果、摘発された教員の思想傾向は「完全に轉向」したなどと書かれている。

「極秘 長野県赤化運動ノ全貌並ニ調査表」(飯田市立中央図書館所蔵、第3巻収録)という資料は、地域の在郷軍人有志による「信州郷軍同志会」が作成。摘発された教員の被疑事実や活動状況を詳細にまとめ、地域側からの思想弾圧的な動きを伝えている。

摘発された教員たちについて、前田教授は「治安維持法の目的遂行罪が拡大解釈されて、教員たちは『赤』(共産主義者)というレッテルを貼られた」と指摘。「(摘発された教員を)どうやって天皇制に協力させ、再び共産主義に向かわないようにするかを考え、(当局は)意識的に追跡した」と解説する。

2017年に成立した改正組織犯罪処罰法には、犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨が盛り込まれ、「目的遂行罪」が拡大解釈された戦前の治安維持法と重ねる見方は根強い。前田教授は「危機的な状況になれば、(法律は)拡大解釈されていくのではないかと、(治安維持法や二・四事件など)歴史の教訓を生かすことが重要だ」と訴えている。

BD5判、計1164頁。3巻で6万4800円。問い合わせは六花出版(03-32693007)へ。